

平成 28 年 6 月 2 日

各位

地域医療連携センター
センター長 鈴木 齋王

長期療養者職業相談窓口のご案内

平成 28 年 6 月 8 日（火）より、宮崎労働局ハローワーク宮崎と協働し地域医療連携センターにて長期療養者職業相談を開始することになりました。

詳細は添付ファイルをご覧ください。

【問い合わせ】

地域医療連携センター 内線：7038

がん・糖尿病等で『長期療養』しながら 働きたい方へ

～ハローワーク宮崎による就職支援のご案内～

- ◆通院は必要だけれど働きたい。
- ◆自分の病状にあった仕事や、治療との両立について知りたい。
- ◆久しぶりの仕事に戻ることに不安を解消したい。
- ◆就職活動で、企業に病気のことを伝えるべきか迷っている。
- ◆仕事復帰に際して、どんなスキルが必要か知りたい。

こんな悩み・不安をハローワーク宮崎が解消します

ハローワーク宮崎では、専門の「就職支援ナビゲーター」を配置。マンツーマンであなたの就職を支援します。能力や適性、病状、治療状況などを考慮して、あなたに合った仕事探しをサポートします。

- 症状、通院状況に配慮した求人を探します。
- 仕事復帰の不安解消のための相談に応じます。
- 応募書類の作成や面接の受け方についてアドバイスします。
- 職業訓練や就職支援セミナーなどをご紹介します。

【出張相談も開催中】

～次のとおり出張相談も実施していますのでご利用ください～

場 所：宮崎大学医学部附属病院 地域医療連携センター
(宮崎市清武町木原5200)

開催日：毎週火曜日 10時～15時(祝祭日を除く)

費 用：無料

予 約：長い時間お待たせすることがないように予約制で相談しています。宮崎大学医学部附属病院 地域医療連携センターに電話予約のうえご利用ください。TEL 0985-85-1909

- 出張相談日以外も、ハローワーク宮崎でご相談可能です。ご希望の際は1階総合窓口受付で「長期療養者職業相談窓口希望」とお伝えください。
予約：0985-23-2245(43#) 担当：二色



長期療養者職業相談窓口のご案内

1. 長期療養者職業相談窓口 利用対象者

担当医から就労可と言われているのに・・・

- ◆ 離職を余儀なくされて失業している
- ◆ 在職しているが離転職を余儀なくされている
- ◆ 就業経験がないまたは乏しい

2. 長期療養者職業相談窓口 利用ルール

担当者制による個別支援のため完全予約制でのご利用となります。

- * 1回50分
- * 原則 週1回
- * 原則 標準3か月

STEP

1

長期療養者職業相談窓口 プレ相談（予約不要）

初めて窓口に来られた方にご利用案内や利用登録、初回相談のご予約を行います。

STEP

2

長期療養者職業相談窓口 初回相談

担当のナビゲーターと今後の就職活動についてご相談。
ご本人の希望を伺いながら就職活動の進め方を決めていきます。

STEP

3

長期療養者職業相談窓口 相談（2回目～）

毎回予約によりご相談。
長い時間、順番待ちする必要がありません。
ご相談は毎回同じナビゲーターが担当します。

STEP

4

就職！！

3. 長期療養者職業相談窓口 で出来ること

- ◆ 担当者制による個別支援（完全予約制）
 - * 自己分析、自己理解のお手伝い
 - * 応募書類（履歴書・職務経歴書）の作成アドバイス、添削
 - * 面接アドバイス、模擬面接
 - * 適切な求人の選定への協力、求人の確保、求人情報の提供
 - * 個別求人開拓
- ◆ 就職後の相談
就職してからも仕事についての悩みや不安などがあった時にご相談ください。

4. 長期療養者職業相談窓口 注意点

- ◆ ご利用は完全予約制となっています。
どうしても来られない場合や遅れる場合は事前に電話連絡をお願いしています。
- ◆ ハローワークより状況の確認やお知らせ等でご連絡させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- ◆ 長期療養者就職支援窓口では専用の利用カードを発行します。
ご利用には受付でのカード提示が必要となりますので、ご来所の際には必ずお持ちください。

5. 同意書について

長期療養者職業相談窓口にて、ご相談いただく際にあなた様の個人情報を見守り就職支援を実施するために必要な範囲内で宮崎大学医学部附属病院と宮崎公共職業安定所で共有することを同意いただくためのものです。

具体的な個人情報の内容としては、住所・氏名・生年月日・連絡先電話番号・希望する仕事・希望勤務時間・希望就業形態・派遣／請負の可否・希望休日・希望勤務地・通勤方法・希望収入額・学歴・免許・資格・経験した主な仕事・退職時（現在）の税込月収などの求職申込に必要なものとの的確な就職支援を行うために必要な病名、治療の状況、就労の可否、業務の内容により職場での配慮の必要なことなどの主治医の意見になります。

宮崎公共職業安定所 専門援助部門
長期療養者職業相談窓口